資料１

平成２２年度使用料等改正案の概要

平成２１年１２月提案

○改正についての考え方

今回の使用料等の改正については、平成14年度から実施している行財政改革の「受益者負担の見直し」の考え方である、①受益者と非受益者の負担の公平性を確保すること、②近隣市町村の状況を参考に設定すること、③公共料金の改正は3年毎に見直しを行っていくこと、により見直しを行うものです。

○今回の改正の共通事項

・保育所及びへき地保育所の入所児童保護者負担金については、同一世帯から3人以上の児童が入所している場合の徴収基準について、年長者から3人目以降を無料にすることとしています。

・文化会館や公民館などの社会教育施設については、使用者が納めなければならない基本となる料金が定められていますが、別に定める学校教育、社会教育及び社会福祉関係団体が使用した場合は、50円を最低限度額として、基本となる料金の90%相当を減額した料金としています。今回の改正（案）では基本となる料金の85%相当を減額する内容にしています。

・体育館や野外スポーツ施設などの社会体育施設は、社会教育施設と同様に、基本となる料金の90%相当を減額した料金から85%相当を減額した料金に改め、改正率の上限を50%としています。

・町長の選挙公約により、65歳以上の町民が、介護予防や健康づくりのために、室内の運動施設を個人利用する場合については、使用料を徴収しないこととしています。

○改正（新設）する使用料等

議案番号	種別	改正（新設）する条例の名称	区分	掲載ページ	H21予算額（千円）	改正後見込額（千円）	増加見込み額（千円）
第90号	使用料	清水町畑地かんがい用水施設条例（湿潤用水使用料、肥培用水使用料）	新設	1	0	3,331	3,331
第93号	使用料	清水町公民館使用条例（中央公民館使用料、御影公民館使用料）	改正	2	933	1,062	129
第94号	使用料	清水町文化会館条例	改正	3	1,200	1,400	200
第95号	使用料	清水町農業研修会館使用条例	改正	4	562	576	14
第96号	使用料	清水町体育館条例	改正	5	581	837	256
第97号	使用料	清水町野外スポーツ施設設置条例	改正	6	21	31	10

議案番号	種別	改正（新設）する条例の名称	区分	掲載ページ	H21予算額（千円）	改正後見込額（千円）	増加見込み額（千円）
第98号	使用料	清水町学校体育施設使用料条例	改正	7	42	62	20
第99号	使用料	清水町民水泳プール設置条例	改正	8	30	30	0
第100号	使用料	清水町柔道場条例	改正	9	1	1	0
第101号	使用料	清水町剣の郷創造館条例	改正	10	1	1	0
第102号	使用料	きたくま文化蔵条例	改正	11	1	1	0
第103号	負担金	清水町保育所条例	改正	12	41,680	41,630	△50
第104号	負担金	清水町へき地保育所条例	改正	13	2,008	2,008	0
第105号 第107号 第108号	使用料	清水町世代間交流センター条例 清水町老人健康増進センター設置及び管理条例 清水町川東ゲートボール場条例	改正	14	95	0	△95
第106号	使用料	清水町保健福祉センター条例 （トレーニング機器等使用料）	改正	15	800	672	△128
第110号	使用料	清水町農村環境改善センター設置及び管理条例	改正	16～17	371	409	38
第111号	使用料	清水町都市公園等条例 （多目的広場施設使用料）	改正	18	11	16	5
第112号	使用料	清水町上水道事業給水条例	改正	19	123,060	131,551	8,491
第113号	使用料	清水町簡易水道事業給水条例	改正	20	50,620	54,264	3,644
第114号	使用料	清水町公共下水道条例	改正	21	97,000	102,335	5,335
第115号	使用料	清水町農業集落排水条例	改正	22	29,130	30,732	1,602
計					348,147	370,949	22,802

議案番号・件名	設定料金	参考事例	収入見込額
議案第90号 清水町畑地かんがい用水施設条例の制定について	湿潤用水使用料（基本割） 一戸　年間16,000円 （面積割） 10a当り　年間50円	年間維持管理費の5割を面積割とし、残りを各戸均等割（基本割）とし、それぞれ加算した額とする。	3,271千円
	肥培用水使用料　1立方メートルにつき80円	現行の農業用水使用料は、使用水量1立方メートルにつき80円である。	60千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第93号 清水町公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について	別表2(第6条関係) 1 清水町中央公民館	別表2(第6条関係) 1 清水町中央公民館	中央公民館 110千円

区分		面積	基本使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
一階	大集会室	318.91㎡	200円	70円
	小会議室	68.00㎡	50円	50円
	老人研修室	64.05㎡	50円	50円
	第1研修室	34.44㎡	50円	50円
	準備室	15.46㎡	50円	50円
二階	第2研修室	58.88㎡	50円	50円
	第3研修室	89.82㎡	70円	50円
	会議室	137.91㎡	100円	50円
	幼児プレイ室	30.50㎡	50円	50円
	調理実習室	86.00㎡	70円	50円
	視聴覚室	58.51㎡	50円	50円

備考
1 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
3 冷房期間は、6月15日から9月15日までの間とする。
4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。

2 清水町御影公民館

区分		面積	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
一階	大集会室	258.00㎡	130円	60円
	第1研修和室	20.00㎡	50円	50円
	第2研修和室	20.00㎡	50円	50円
二階	講義室	102.00㎡	50円	50円
	第3研修和室	28.00㎡	50円	50円
	調理実習室	49.00㎡	50円	50円
	視聴覚室	36.00㎡	50円	50円

区分		面積	基本使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
一階	**大集会室**	318.91㎡	**290円**	**90円**
	小会議室	68.00㎡	50円	50円
	老人研修室	64.05㎡	50円	50円
	第1研修室	34.44㎡	50円	50円
	準備室	15.46㎡	50円	50円
二階	第2研修室	58.88㎡	50円	50円
	第3研修室	89.82㎡	**90円**	50円
	会議室	137.91㎡	**130円**	50円
	幼児プレイ室	30.50㎡	50円	50円
	調理実習室	86.00㎡	**90円**	50円
	視聴覚室	58.51㎡	50円	50円

備考
1 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
3 冷房期間は、6月15日から9月15日までの間とする。
4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。

2 清水町御影公民館

区分		面積	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
一階	**大集会室**	258.00㎡	**190円**	**70円**
	第1研修和室	20.00㎡	50円	50円
	第2研修和室	20.00㎡	50円	50円
二階	講義室	102.00㎡	50円	50円
	第3研修和室	28.00㎡	50円	50円
	調理実習室	49.00㎡	50円	50円
	視聴覚室	36.00㎡	50円	50円

御影公民館
19千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第94号 清水町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	別表2(第7条関係)	別表2(第7条関係)	200千円

区分		面積(㎡)	基本使用料 午前	午後	夜間	全日	暖房料/1h
大ホール							
	平日	606.60	1,440	1,920	2,400	4,810	160
	土・日・祝日		1,730	2,300	2,880	5,770	160
一階							
	ホワイエ	417.26	990	1,310	1,650	3,300	110
	楽屋1	66.85	160	210	270	530	50
	楽屋2	37.55	90	120	150	300	50
	展示室	59.07	140	190	240	470	50
	シャワー室1	5.30	50	50	50	50	50
	シャワー室2	5.30	50	50	50	50	50
	主催者事務室	9.17	50	50	50	80	50
	楽屋事務室	4.19	50	50	50	50	50
二階							
	ホワイエ	74.05	180	240	300	580	50

区分		面積	基本使用料/1h	暖房料/1h
二階	練習室1	94.98	90	50
	練習室2	57.97	50	50
	練習室3	100.12	90	50

備考
1 入場料等徴収し、最高額が1,001円以上の場合別表1を適用。
2 使用目的の練習、準備等のため使用する、当該時間区分に係る基本使用料の3割の額。
3 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの合算額。
4 時間区分の使用時間を超過した場合、超過時間1時間(1時間未満の場合は1時間。)につき、超過時間の属する時間区分(超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分)の基本使用料の3割。
5 前号にかかわらず、午後10時以降の超過時間は、夜間の基本使用料。
1 暖房使用期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間。
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間。

区分		面積(㎡)	基本使用料 午前	午後	夜間	全日	暖房料/1h
大ホール							
	平日	606.60	**2,160**	**2,880**	**3,600**	**7,210**	**230**
	土・日・祝日		**2,590**	**3,460**	**4,320**	**8,650**	**230**
一階							
	ホワイエ	417.26	**1,480**	**1,960**	**2,470**	**4,950**	**150**
	楽屋1	66.85	**230**	**310**	**390**	**790**	50
	楽屋2	37.55	**130**	**170**	**220**	**440**	50
	展示室	59.07	**210**	**280**	**350**	**700**	50
	シャワー室1	5.30	50	50	50	**60**	50
	シャワー室2	5.30	50	50	50	**60**	50
	主催者事務室	9.17	50	50	50	**100**	50
	楽屋事務室	4.19	50	50	50	50	50
二階							
	ホワイエ	74.05	**260**	**350**	**430**	**880**	50

区分		面積	基本使用料/1h	暖房料/1h
二階	**練習室1**	94.98	**120**	50
	練習室2	57.97	**70**	50
	練習室3	100.12	**120**	50

備考
1 入場料等徴収し、最高額が1,001円以上の場合別表1を適用。
2 使用目的の練習、準備等のため使用する、当該時間区分に係る基本使用料の3割の額。
3 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの合算額。
4 時間区分の使用時間を超過した場合、超過時間1時間(1時間未満の場合は1時間。)につき、超過時間の属する時間区分(超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分)の基本使用料の3割。
5 前号にかかわらず、午後10時以降の超過時間は、夜間の基本使用料。
1 暖房使用期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間。
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間。

議案第95号　清水町農業研修会館使用条例の一部を改正する条例の制定について

改正による収入増見込額：14千円

現行料金

別表第2（第5条関係）

区分		面積	基本使用料（1時間当たり）	暖房使用料（1時間当たり）
一階	大研修室	288.00㎡	130円	50円
	和室1	18.00㎡	50円	50円
	和室2	24.00㎡	50円	50円
	調理実習室・食堂	105.76㎡	50円	50円
二階	第1研修室	78.00㎡	50円	50円
	第2研修室	27.00㎡	50円	50円
	陶芸体験室	90.00㎡	50円	50円

宿泊（1人1泊につき）	50円

備考
1　使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
2　暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。
3　宿泊時間は、17時から翌日9時までの間とする。
4　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含む。

改正料金案

別表第2（第5条関係）

区分		面積	基本使用料（1時間当たり）	暖房使用料（1時間当たり）
一階	**大研修室**	288.00㎡	**190円**	**70円**
	和室1	18.00㎡	50円	50円
	和室2	24.00㎡	50円	50円
	調理実習室・食堂	105.76㎡	50円	50円
二階	第1研修室	78.00㎡	50円	50円
	第2研修室	27.00㎡	50円	50円
	陶芸体験室	90.00㎡	50円	50円

宿泊（1人1泊につき）	**120円**

備考
1　使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
2　暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。
3　宿泊時間は、17時から翌日9時までの間とする。
4　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含む。

議案第96号　清水町体育館条例の一部を改正する条例の制定について

改正による収入増見込額：256千円

現行料金

別表第1（第8条関係）

区分			面積	基本使用料（1時間当たり）	暖房使用料（1時間当たり）
団体使用	第1競技場	全面	1,019㎡	13,000円	1,050円
		半面		6,500円	525円
	第2競技場		264㎡	1,300円	420円
	会議室		24㎡	130円	210円
個人使用	第1競技場		1,019㎡	1人1日につき	100円
	第2競技場		264㎡	1人1日につき	50円

備考
1　団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。
2　使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
3　暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。
4　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
5　臨時に電力を使用するときは、実費相当額を使用料に加算する。

別表第2（第8条関係）

区分		使用料　（1回につき）
第1競技場	全面	1,000円
	半面	500円
第2競技場		250円

備考
1　1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。
2　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

改正料金案

65歳以上の町民の個人使用については、使用料を徴収しないものとする。

別表第1（第8条関係）

区分			面積	基本使用料（1時間当たり）	暖房使用料（1時間当たり）
団体使用	第1競技場	全面	1,019㎡	13,000円	1,050円
		半面		6,500円	525円
	第2競技場		264㎡	1,300円	420円
	会議室		24㎡	130円	210円
個人使用	第1競技場		1,019㎡	1人1日につき	100円
	第2競技場		264㎡	1人1日につき	50円

備考
1　団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。
2　使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
3　暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。
4　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
5　臨時に電力を使用するときは、実費相当額を使用料に加算する。

別表第2（第8条関係）

区分		使用料（1回につき）	暖房料（1回につき）
第1競技場	**全面**	**1,500円**	**150円**
	半面	**750円**	**70円**
第2競技場		250円	**60円**

備考
1　1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。
2　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第97号 清水町野外スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	別表第1(第7条関係) 町民野球場及び町民テニスコート使用料 区分 / 午前 9時～13時 / 午後 13時～17時 / 1日 9時～17時 町民 500円 500円 1,000円 町民以外 1,500円 1,500円 3,000円 備考 1 使用料は、5人以上の団体に適用する。 2 9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。 3 午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。	別表第1(第7条関係) 町民野球場及び町民テニスコート使用料 区分 / 午前 9時～13時 / 午後 13時～17時 / 1日 9時～17時 **町民 750円 750円 1,500円** **町民以外 2,250円 2,250円 4,500円** 備考 1 使用料は、5人以上の団体に適用する。 2 9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。 3 午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。	10千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第98号 清水町学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第4条関係) 1 校庭団体使用料 区分 / 午前 9時～13時 / 午後 13時～17時 / 1日 9時～17時 校庭 500円 500円 1,000円 備考 1 9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。 2 午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 体育館団体使用料 区分 / 使用料(1回につき) 体育館 500円 備考 1 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 3 御影学校水泳プール使用料 団体使用(1回につき) / 個人使用(1人1日につき) 500円 100円 備考 1 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含	**御影小学校水泳プールについて、65歳以上の町民の個人使用については、使用料を徴収しないものとする。** 別表(第4条関係) 1 校庭団体使用料 区分 / 午前 9時～13時 / 午後 13時～17時 / 1日 9時～17時 **校庭 750円 750円 1,500円** 備考 1 9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。 2 午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 体育館団体使用料 区分 / 使用料(1回につき) **体育館 750円** 備考 1 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 3 御影学校水泳プール使用料 **団体使用(1回につき)** / 個人使用(1人1日につき) **750円** 100円 備考 1 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含	20千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第99号 清水町民水泳プール設置条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第8条関係) 区分 / 団体使用(1回につき) / 個人使用(1人1日につき) 町民 / 500円 / 100円 町民以外 / 1,500円 / 100円 備考 1 団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。 2 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。	**65歳以上の町民の個人使用については、使用料を徴収しないものとする。** 別表(第8条関係) 区分 / 団体使用(1回につき) / 個人使用(1人1日につき) **町民** / **750円** / 100円 **町民以外** / **2,250円** / 100円 備考 1 団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。 2 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。	0千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第100号 清水町柔道場条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第8条関係) 区分 / 団体使用(1回につき) / 個人使用(1人1日につき) 町民 / 500円 / 100円 町民以外 / 1,500円 / 100円 備考 1 団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。 2 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。	**65歳以上の町民の個人使用については、使用料を徴収しないものとする。** 別表(第8条関係) 区分 / 団体使用(1回につき) / 個人使用(1人1日につき) **町民** / **750円** / 100円 **町民以外** / **2,250円** / 100円 備考 1 団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。 2 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。	0千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第101号 清水町剣の郷創造館条例の一部を改正する条例の制定について	別表2(第8条関係) 区分 / 面積(㎡) / 使用料(1時間当たり) 第1研修室 39.0 50 第2研修室 39.0 50 第3研修室 39.0 50 音楽練習室 51.0 50 体育室 501.1 160 備考 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。	別表2(第8条関係) 区分 / 面積(㎡) / 使用料(1時間当たり) 第1研修室 39.0 50 第2研修室 39.0 50 第3研修室 39.0 50 音楽練習室 51.0 50 **体育室** 501.1 **240** 備考 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。	0千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第102号 きたくま文化蔵条例の一部を改正する条例の制定について	別表2(第8条関係) 区分 / 面積(㎡) / 使用料(1時間当たり) 芸術の部屋 45.36 50 体育室 595.00 160 備考 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。	別表2(第8条関係) 区分 / 面積(㎡) / 使用料(1時間当たり) 芸術の部屋 45.36 50 **体育室** 595.00 **240** 備考 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。	0千円

<table>
<tr><th>議案番号・件名</th><th>現　行　料　金</th><th>改　正　料　金　案</th><th>改正による収入増見込額</th></tr>
<tr><td>議案第 103 号
清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について</td><td>別表1(第7条関係)
保育料基準額表
備　考
4　同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。
<table>
<tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr>
<tr><td>ア　最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち　1人とする。)</td><td>保育料基準額表に定める額</td></tr>
<tr><td>イ　ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>保育料基準額表×0.5</td></tr>
<tr><td>ウ　上記以外の児童</td><td>保育料基準額表×0.1</td></tr>
</table></td><td>別表1(第7条関係)
保育料基準額表
備　考
4　同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が<u>保育所に</u>入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、<u>第2欄による額</u>をその児童の保育料の額とする。
<table>
<tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr>
<tr><td>ア　最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち　1人とする。)</td><td>保育料基準額表に定める額</td></tr>
<tr><td>イ　ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>保育料基準額表×0.5</td></tr>
<tr><td>ウ　上記以外の児童</td><td><u>0円</u></td></tr>
</table></td><td>△50 千円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>議案番号・件名</th><th>現　行　料　金</th><th>改　正　料　金　案</th><th>改正による収入増見込額</th></tr>
<tr><td>議案第 104 号
清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について</td><td>別表(第6条関係)
へき地保育料基準額表
備　考
4　同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。
<table>
<tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr>
<tr><td>ア　最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち　1人とする。)</td><td>保育料基準額表に定める額</td></tr>
<tr><td>イ　ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>保育料基準額表×0.5</td></tr>
<tr><td>ウ　上記以外の児童</td><td>保育料基準額表×0.1</td></tr>
</table></td><td>別表(第6条関係)
へき地保育料基準額表
備　考
4　同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が<u>保育所に</u>入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、<u>第2欄による額</u>をその児童の保育料の額とする。
<table>
<tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr>
<tr><td>ア　最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち　1人とする。)</td><td>保育料基準額表に定める額</td></tr>
<tr><td>イ　ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>保育料基準額表×0.5</td></tr>
<tr><td>ウ　上記以外の児童</td><td><u>0円</u></td></tr>
</table></td><td>0 千円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>議案番号・件名</th><th>現　行　料　金</th><th>改　正　料　金　案</th><th>改正による収入増見込額</th></tr>
<tr>
<td>議案第 105 号
清水町世代間交流センター条例の一部を改正する条例の制定について</td>
<td>清水町世代間交流センター
<table><tr><th>区分</th><th>ゲートボール通年利用</th><th>その他利用</th></tr><tr><td>軽スポーツ場</td><td>一人につき年 1,000 円</td><td>1回につき 1,000 円</td></tr></table></td>
<td><u>65 歳以上の町民のゲートボール通年利用については、使用料を徴収しないものとする。</u>
清水町世代間交流センター
<table><tr><th>区分</th><th>ゲートボール通年利用</th><th>その他利用</th></tr><tr><td>軽スポーツ場</td><td>一人につき年 1,000 円</td><td>1回につき 1,000 円</td></tr></table></td>
<td>△40 千円</td>
</tr>
<tr>
<td>議案第 107 号
清水町老人健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</td>
<td>清水町老人健康増進センター
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>ゲートボール通年利用</td><td>一人につき年 1,000 円</td></tr><tr><td>その他利用</td><td>1回につき 1,000 円</td></tr></table></td>
<td>清水町老人健康増進センター
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>ゲートボール通年利用</td><td>一人につき年 1,000 円</td></tr><tr><td>その他利用</td><td>1回につき 1,000 円</td></tr></table></td>
<td>△25 千円</td>
</tr>
<tr>
<td>議案第 108 号
清水町川東ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について</td>
<td>清水町川東ゲートボール場
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>ゲートボール通年利用</td><td>一人につき年 1,000 円</td></tr><tr><td>その他利用</td><td>1回につき 1,000 円</td></tr></table>備　考
1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月 31 日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場、老人健康増進センター及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。
2 その他利用は、大会その他行事で占有利用する場合とする。
3 その他利用において、1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合は、1時間につき同表に定める額の2分の1を加算する。</td>
<td>清水町川東ゲートボール場
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>ゲートボール通年利用</td><td>一人につき年 1,000 円</td></tr><tr><td>その他利用</td><td>1回につき 1,000 円</td></tr></table>備　考
1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月 31 日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場、老人健康増進センター及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。
2 その他利用は、大会その他行事で占有利用する場合とする。
3 その他利用において、1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合は、1時間につき同表に定める額の2分の1を加算する。</td>
<td>△30 千円</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>議案番号・件名</th><th>現　行　料　金</th><th>改　正　料　金　案</th><th>改正による収入増見込額</th></tr>
<tr>
<td>議案第 106 号
清水町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について</td>
<td>別表（第8条関係）
<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>体力測定器具</td><td colspan="2">一回券</td><td>300 円</td></tr><tr><td rowspan="7">トレーニング機器</td><td rowspan="3">一般</td><td>一回券</td><td>300 円</td></tr><tr><td>回数券(11 枚綴)</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>半年券</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">高校生</td><td>一回券</td><td>200 円</td></tr><tr><td>回数券(11 枚綴)</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>半年券</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>中学生</td><td>—</td><td>無料</td></tr></table></td>
<td><u>65 歳以上の町民の使用については、使用料を徴収しないものとする。</u>
別表（第8条関係）
<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>体力測定器具</td><td colspan="2">一回券</td><td>300 円</td></tr><tr><td rowspan="7">トレーニング機器</td><td rowspan="3">一般</td><td>一回券</td><td>300 円</td></tr><tr><td>回数券(11 枚綴)</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>半年券</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">高校生</td><td>一回券</td><td>200 円</td></tr><tr><td>回数券(11 枚綴)</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>半年券</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>中学生</td><td>—</td><td>無料</td></tr></table></td>
<td>△128 千円</td>
</tr>
</table>

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第110号 清水町農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	別表1(第8条関係)	**65歳以上の町民の個人使用については、使用料を徴収しないものとする。** 別表1(第8条関係)	

現行料金

区分			面積(㎡)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
多目的ホール	団体使用	全面	763.88	450	9,750	730
		半面			4,875	365
	個人使用				1人1日につき 100	
小集会室			104.14	80	650	210
和室1			59.04	40	390	210
和室2			59.04	40	390	210
研修室1			52.07	40	390	210
研修室2			56.99	40	390	210

備考
1 営利を目的とした場合の使用料は、基本使用料の10割増とする。
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
3 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。
4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

改正料金案

区分			面積(㎡)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
多目的ホール	団体使用	全面	763.88	450	9,750	730
		半面			4,875	365
	個人使用				1人1日につき 100	
和室1			59.04	40	390	210
和室2			59.04	40	390	210
研修室1			52.07	40	390	210
研修室2			56.99	40	390	210
会議室			**58.71**	**40**	**390**	**210**

備考
1 団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。
2 営利を目的とした場合の使用料は、基本使用料の10割増とする。
3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
4 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。
5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第110号 清水町農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	別表2(第8条関係)	別表2(第8条関係)	38千円

現行料金

区分		面積(㎡)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
多目的ホール(団体使用)	全面	763.88	450	(1回につき) 980	
	半面			(1回につき) 490	
小集会室		104.14	80	70	50
和室1		59.04	40	50	50
和室2		59.04	40	50	50
研修室1		52.07	40	50	50
研修室2		56.99	40	50	50

備考
1 1回の使用は2時間、以後1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、表の2分の1の額。
2 営利目的の使用料は、基本使用料の10割増。
3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
4 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日まで。
5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含む。

改正料金案

区分		面積(㎡)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
多目的ホール(団体使用)	全面	763.88	450	**(1回につき) 1,460**	**(1回につき) 100**
	半面			**(1回につき) 730**	**(1回につき) 50**
和室1		59.04	40	50	50
和室2		59.04	40	50	50
研修室1		52.07	40	50	50
研修室2		56.99	40	50	50
会議室		**58.71**	**40**	**50**	**50**

備考
1 1回の使用は2時間、以後1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、表の2分の1の額。
2 営利目的の使用料は、基本使用料の10割増。
3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
4 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日まで。
5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含む。

議案第111号　清水町都市公園等条例の一部を改正する条例の制定について

現行料金

別表第3(都市公園条例第10条関係)

区分			午前 9時～13時	午後 13時～17時	1日 9時～17時
有明公園多目的広場	全面	町民	500円	500円	1,000円
		町民以外	1,500円	1,500円	3,000円
	半面	町民	250円	250円	500円
		町民以外	750円	750円	1,500円
御影公園多目的広場		町民	500円	500円	1,000円
		町民以外	1,500円	1,500円	3,000円

備考
1　使用料は、5人以上の団体に適用する。
2　9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
3　午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。
4　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

改正料金案

別表第3(都市公園条例第10条関係)

区分			午前 9時～13時	午後 13時～17時	1日 9時～17時
有明公園多目的広場	全面	町民	**750円**	**750円**	**1,500円**
		町民以外	**2,250円**	**2,250円**	**4,500円**
	半面	町民	**380円**	**380円**	**750円**
		町民以外	**1,130円**	**1,130円**	**2,250円**
御影公園多目的広場		町民	**750円**	**750円**	**1,500円**
		町民以外	**2,250円**	**2,250円**	**4,500円**

備考
1　使用料は、5人以上の団体に適用する。
2　9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
3　午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。
4　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

改正による収入増見込額　5千円

議案第112号　清水町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

現行料金

別表(第24条関係)

種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金
	基本水量	基本料金	(1m³につき)
一般用(1)	10m³	1,700円	170円
一般用(2)	100m³	9,400円	120円
一般用(3)	1,000m³	86,000円	120円
一般用(4)	5,000m³	290,000円	120円
臨時用	—	—	340円

備考
1　一般用(1)で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。
2　一般用(2)、(3)、(4)については、使用者の申出により適用する。
3　臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。

改正料金案

別表(第24条関係)

種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金
	基本水量	基本料金	(1m³につき)
一般用(1)	10m³	**1,800円**	**180円**
一般用(2)	100m³	**10,300円**	**130円**
一般用(3)	1,000m³	**94,600円**	**130円**
一般用(4)	5,000m³	**319,000円**	**130円**
臨時用	—	—	**370円**

備考
1　一般用(1)で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。
2　一般用(2)、(3)、(4)については、使用者の申出により適用する。
3　臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。

改正による収入増見込額　8,491千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第113号 清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第4条関係) 種別 / 水道料金(1箇月につき) 基本水量 / 基本料金 / 超過料金(1m³につき) 一般用(1) 10m³ 1,700円 170円 一般用(2) 100m³ 9,400円 120円 一般用(3) 1,000m³ 86,000円 120円 臨時用 — — 340円 備考 1 一般用(1)で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。 2 一般用(2)、(3)については、使用者の申出により適用する。 3 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。	別表(第4条関係) 種別 / 水道料金(1箇月につき) 基本水量 / 基本料金 / 超過料金(1m³につき) **一般用(1)** 10m³ **1,800円** **180円** **一般用(2)** 100m³ **10,300円** **130円** **一般用(3)** 1,000m³ **94,600円** **130円** **臨時用** — — **370円** 備考 1 一般用(1)で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。 2 一般用(2)、(3)については、使用者の申出により適用する。 3 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。	3,644千円

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額
議案第114号 清水町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	第17条 種別 / 下水道使用料(1箇月につき) 基本水量 / 基本料金 / 超過料金(1m³につき) 一般用の下水 10m³ 1,800円 180円 公衆浴場の下水 100m³ 3,300円 33円 備考 一般用の下水で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。	第17条 種別 / 下水道使用料(1箇月につき) 基本水量 / 基本料金 / 超過料金(1m³につき) **一般用の下水** 10m³ **1,900円** **190円** **公衆浴場の下水** 100m³ **3,600円** **36円** 備考 一般用の下水で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。	5,335千円

<table>
<tr><th>議案番号・件名</th><th>現　行　料　金</th><th>改　正　料　金　案</th><th>改正による収入増見込額</th></tr>
<tr>
<td>議案第115号
清水町農業集落排水条例の一部を改正する条例の制定について</td>
<td>第17条
<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">下水道使用料
(1箇月につき)</th><th rowspan="2">超過料金
(1m³につき)</th></tr>
<tr><th>基本水量</th><th>基本料金</th></tr>
<tr><td>一般用の下水</td><td>10m³</td><td>1,800円</td><td>180円</td></tr>
<tr><td>公衆浴場の下水</td><td>100m³</td><td>3,300円</td><td>33円</td></tr>
</table>
備考
一般用の下水で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。</td>
<td>第17条
<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">下水道使用料
(1箇月につき)</th><th rowspan="2">超過料金
(1m³につき)</th></tr>
<tr><th>基本水量</th><th>基本料金</th></tr>
<tr><td>一般用の下水</td><td>10m³</td><td>1,900円</td><td>190円</td></tr>
<tr><td>公衆浴場の下水</td><td>100m³</td><td>3,600円</td><td>36円</td></tr>
</table>
備考
一般用の下水で1箇月の使用水量が5m³以下の場合は、基本料金を半額とする。</td>
<td>1,602千円</td>
</tr>
</table>